

ヲ成シ」と宣はれたことは萬人周知の通りである。同胞間に於て謀略を用ひ、警戒し合ひ、疑ひ合ふと云ふようになれば全く國民的團結は破れてしまふ。

「信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなり」とは前に謹述した軍人に賜はりたる 勅諭中の信義と云ふ徳の欽定義解とでも申すことである。自分が云つたことは必ず之を實行する所謂、言行一致し己が職分其の他本分は必ず之を果し盡すと云ふようになれば期せずして人和は得らるのである。自分が言行が一致せず、自分で本分や職分を盡さずして人のことのみ彼れ此れ云ふなどは人和を破るの甚だしきものであり、又假令言行一致し其の人の本分を盡しても、之を其の儘人に強ひては是れ亦人和を害するの基となるような結果を招來することがある。近時の國民運動が却て人和妨害と云ふ反動作用を起すのも獨善的な自己本位の衆に通せざることを要求するからである。

信義と云ふことを守ると否とは其の人の信用に關することは夥だしいものがある。

古歌に「偽りのなき世なりせば如何ばかり人の言の葉嬉しからまし」と云ふものがあるが、斯かる歎聲を吐く程、世間には淺ましい信用の出来ない人が多い。昔から「紺屋のあさつて」と申す諺がある。注文したことが何日立つても約束の通り出来ないことを云ふのである。現代の商人や職人中には平然として期間や時間時刻の約束を守らないものが尠なしとしない。集會のことでも一般に三十分位遅れることが當然と考へて居る。我が國民の大缺點の一つである、時間勵行は信義の徳を行ふ一大手段である。當に時間を惜しむと云ふ經濟觀計りではないのである。信義の徳の實踐上から時間勵行を強要する必要がある。

信義の徳を守り行ふ人は言行に表裏がない人である。「裏表、かはらぬ人を友とせよ、この手柏の兎にも角にも」と云ふ歌があるが、世の中の森羅萬象、表裏のないものはあるまい。故に單純に表裏なくと云ふことを強ふることも無理なる點がある。國民生活の通念として許され得る表裏は咎め立てする必要がないが、人を陥れたり共同



生活に害を及ぼす表裏ある言行は斷乎之を排斥せねばならぬ。

一八八

要するに違約其の他不信な行爲を排斥することは人和を得る途なるのみならず、其の行爲其のものが敵思想侵攻の撃碎の一法である。

第五には、各々志を得しめよと云ふ點である。

五箇條の御誓文に「官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス」と宣はせられたことは周知のことである。此の皇謨は萬世不易である。此の皇謨は、常に民心を生きくせしめ給ふと共に又人の和を得しめ給ふ爲の重大なる御方途と伺ひ奉ることが出来る。軍官民何れの界層に於ても苟くも人事を取扱ふものは此の皇謨の奉行に些かの遺憾があつてもならぬと思ふ。殊に企業統制に依る轉廢業の指導に於ても常に親切心を發揮し、此の皇謨に副ひ奉ることを期せねばならぬ。名を國民皆働に藉りて共產主義的な思想に依る勞働を強ふるが如きは、人和を得るものではない。體力、能力、智力、社會的地位身分、國家的の地位身分などを考へて

夫れく適所に適材を用ふるの主義を如實に具現せねばならぬ。反之例へば名を人事の銓衡に藉り凡庸の主觀を以て人を毛嫌し、有爲の人材を斥けて善柔な僞君子を重用したり、官學出身と私學出身との間に非常識なる差別待遇を爲し、或は派閥を設け同志的結合と號して權勢を壟斷せんとするが如き私心あらば皆是れ五箇條の御誓文を無視する違勅行爲と評するも過言ではない。斯かることでは人心の和を得よう筈はなく、人心の和なくしては億兆一心の聖旨に對へ奉ることは出来ないのである。

凡そ不平は人和を亂す最大の素因であるが、此の不平を齎らす最大の原因は人事取扱、生活指導上の不公平から起るものと云ふべきである。

武田信玄は「凡そ士たる者百人の中九十九人に譽めらるる者は善き者にあらず、輕薄者か才覺者が盜人か佞人か此四つの内なり」と云ひ毛利元就は「善柔なる者は能く人の心に忤はず故に朋輩も最負する者多し、主將過ちて之を用ひば國を治むること成り難し、何となれば惡を懲らし善を勸むること能はず、故に家中無事と稱するとも亂



の端なり主將自から眼を聞かざればならぬものなり」と云ひ、毛利の重臣杉原家の嗣を選定するに際し吉川元春は小早川隆景が、杉原興勝と云ふ律義なる下級幹部適任の勇士を立てんと主張するのを排して不羈磊落、動すれば人から悪まれるが、智勇兼備人に將たる器である杉原盛重を推した所、父元就は元春の推舉に同意した如き人事こそ適所適材、人材を得る途たるのみならず人の和もこうした人事から得られるのである。人事を適正にすることは五箇條の御誓文を奉行するの要道たると共に又、人和を得るの大道であることを銘心すべきである。

第六には少數の凡庸者流が我流の理念や、外國流の理念の摸擬や燒直して大衆を引きづり廻はそうとするやうなことをしては人和を破ると云ふことを思ふべしだ。

日本臣民は畏くも 上御一人に依る御統率の御惠みに浴する同胞である。故に 上御一人の 勅命とあらば、水火尙辭せず如何なることでも君命を奉行するのが日本民族の特長である。故に指導者は何事も 詔勅を奉じ之に基いて事を行ひ、苟くも事を

爲す場合には常に 大御心を忖度し奉りて人に臨むならば、心から一致協同することが出来るが、然らざれば假令形の上では指導者の言ふ所は行はれても心の不満や不平は募る計りだと云ふことを意識しあらねばならぬ。

要するに、我れ獨り賢し云ふやうな氣分の者があると人和を紊るものである。聖徳太子が十七憲法の十に「人皆心あり、心各々執るところあり彼是なるときは則ち我非なり、我是なるときは則ち彼非なり、我必ずしも聖にあらず彼必ずしも愚にあらず共に是れ凡夫のみ」と仰せられたことを考へて獨善を排すべきである。

人間である以上、過失や缺點のない人は稀れである。人の短所缺點のみを見、自己の長所のみを自惚れて獨善をやれば人をして怒らすのみで人和を得ることは不可能である。封建時代武士が庶民を引きづり、或は今日政黨や獨裁者の私兵的の徒黨か庶民を制御して居る外國に於て見るが如きことを眞似せんとするが如き人ありと假定せば夫れは人和を破るに等しいものである。



第七には、功利觀念を去らねば人の和は得られないと云ふことを強調する。

建武中興の前後足利尊氏や其の一味の逆賊徒輩は皆之れ功利主義者の代表と云つて宜しからう。此の思想は其の後約二百年間の國內の動亂を導き、然も此の戦亂間に於ても尙はびこつた思想である。一面忠臣は二君に仕へすと云ふ義人も少なしとはしな  
いが、只自己の立身出世、榮達のみを目ざし、私利私慾本位に渡世して子孫今日迄榮へて居るような武將の方は遙に多いのみならず大勢は功利主義の世の中であつた。亂世或は世の變革時には得て功利主義の徒が便乘的に跳梁跋扈するものであるが、之等の徒が居れば人和を得られない。建武中興が挫折したのは内に人の和を得ず、人の和を得ない素因としては全く足利尊氏及び其の一味徒黨の功利主義の逆賊が居た爲めであつたと云ふ史實に深く顧みる所がなければならぬと思ふ。

以上の外、人和を得る爲の要道には、他のこともあらうと思ふが、要するに國民は

悉く人和に關する 詔勅を銘肝し國體の精華を明徹に意識し、日常生活に於て此の聖旨に副ひ奉り國體の精華を發揮するよう心掛け、政府當局以下苟くも上下指導の局に當る者は全力を盡して人和を得ることを計らねばならぬ「億兆一心國家ノ總力ヲ舉ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ」と宣はせられたる 聖旨に副ひ奉るには人和を基とせねばならぬ。内に人和あらば如何なる敵思想の侵攻に對して微動だもせず、敵思想侵略の如きは巨巖に當る波と同様に撃ち碎かれ、巨巖は巖然として磯に聳ゆると同じ狀況となるであらう。

尙敵の目指す軍官民の離間防止に付ての策亦、人和の上の大切なことだが、章節を別にして次に之を説述することとする。

### (十三) 軍官民の一體



敵の思想攻撃の重點は軍官民の離間であることは識者の其の觀を同じうする所である。故に敵の思想侵攻を撃碎するには何を措いても軍官民の結合を一塊の鐵石の如くに堅くせねばならぬ。前述人和の主眼を何處に置くかと云ふならば人和の主眼は之を先づ軍官民の一體に置き軍界、官界、民界の夫れ／＼の界層内の和も之れから生れるようにすべきであると申したい。

所で、現在に於ける軍官民間の一體化の狀況如何と云ふ點に付ては輕々に批判することを許されまいが、九月三日の毎日新聞（東京）の餘録欄に「國を擧げて兵器廠にするには先づ政府、役人の頭を切替へ、あらゆる意味で軍官民の頭を切替へなければならぬ」と岸商相は語つた旨を報して居る、東條首相も亦官吏の頭の轉換を要望せられた。そして首相の要望の内容は九月二十九日の週報に明瞭にせられて居るが頭の轉換も歸する所今後軍官民の一體を強化し、之を堅持して行く上に於て各々の頭の措き所に再檢を要するものがあると云ふ意味を含むで居ると筆者は見解出来ると思ふのである。

ある。

軍官民が一體となるのも將又互に反目し合ふのも其の根本は思想如何からである。頭の切替轉換即ち思想の再檢をも意味するならば、此の切替の出来る出来ぬは思想戰勝敗の岐路の一つでらう。

凡そ如何なる時代に於ても權力者と金力者とが、權と金とに任せて勝手なことをやれば、世は紊亂の巷と化するとは云ふ迄もない。斯かる時代に民衆が自棄的にならば恰も藤原氏の專横時代のような世相とならう。斯かる狀況とならば總力戰の出来ないことは云ふ迄もない。若し權と金との横暴に對して、民が蹶起するやうなことがあらば、夫れこそ内部動亂の基であり、不祥事此の上ないと云ふべきだ。假令一人の佐倉宗五郎、一人の大鹽平八郎が出ても其の衝動は決して小とは云へまい。

五・一五事件二・二六事件の如きは觀方に依つては權力と金力との横暴に對する蹶起だと評することも出来ないことはない。苟くも指導者は常に戰時下軍官に對する民



心はどうかと云ふことを深く察せねなるまい。

右のように史實を回顧して見ると、軍官民の一體を強化するには権力者と金力者の自省自肅及び垂範することが第一であらねばならぬ。之を單的に云ふならば、文武の官吏及び公吏、其の他の指導者及び高額所得者が自省自肅及び垂範すると云ふことが軍官民一體の基礎となるのである。

然らば、如何なる場面の自省自省垂範が必要かと云へば、夫れは、生活の問題である。権力者は權を利用し金力者は金を利用し民の爲し得ざる所、民の配給を受け得ざる生活物資の獲得などをしたならば、此のつまりらぬ一事で民と軍官とは立所に離れてしまふ。夫れ程生活問題は鋭敏に民衆に響くことを忘れてはならないのである。

今日は物資の配給に於ても勤勞程度其他體力の使用如何に依り配給量を異にすることは當然であるが、若しも此の工場配給を悪用して、例へば工場に配給した飲料を工場の幹部殊に上級幹部は料理屋へ持ち出して飲んだと假定し、之が民に知れたらど

うなるたらう。軍隊の酒保で贅澤なる生菓子類を賣つて之が若し營外居住者が家庭に持ち歸つたと假定すれば、民はどんな感を持つたらう。斯かることを、所謂堤を崩す蟻の大穴なのである。筆者は若し軍官民の一體の崩れることがありと假定せば、こうした蟻の穴から崩れて行くものと考へる。

次に軍官民の間を疎隔するも一つに文武の官吏や公吏の民の取扱方如何であることを意識せねばならぬ。此の取扱ひが不親切であれば立所に役人と民衆とは背合せになつてしまふ。過去の民の反感は斯様なことに原因したことが多い。

過去に於て警防團、翼賛壯年團、婦人會の行過ぎた行動や、運動や要望は軍官民の意思疎通を害することが無かつた否かを自省する必要があるだらう。

指導者は垂範せねばならぬ。其の言ふ所自から行はざれば破戒僧の念佛と同様である。野菜の皮を捨てず、魚類の骨も頭も皆食べろと放送する指導者は自からも必ず之を實行せねばならぬ。自からは料理屋などで飽食する機を多分に有し乍ら、民衆に向



つて粗食に甘んぜよ、皮や骨を捨てるなど云つても聽入れる人はあるまい。指導者は自から實行しある所を要望し、自から出来ないことは要求するものではない。

以上の自肅自省や垂範のことは唯假定の事で、斯かることはありとは申すものでないが、此の假定事を軍官民を一體強化論の例示として見るならば、軍官民何れも此の際、自から一度省みても宜しと思ふ。所謂頭の切替や轉換を自からやるか上司からやらすことである。

筆者は軍官民一體強化の爲め、更に次の諸點を強調する。

第一には日本は家族國家であることを考へよ、民は 陛下の赤子であり民の赤子から、陛下の股肱たる軍人が出で然も茲に國民皆兵の大精神があり、今や名實共に國民皆兵であり、兵農一如の大精神が擴充せられ、兵農工商一如即兵民一如となつて來て居る。官公吏亦 陛下の御統治の爲の一の司であるが 陛下の赤子たるに變りはない。我が臣民は文字通り同胞である。血縁が肉身的に甚だ薄い人も精神的には濃厚であるべきである。

斯く考ふれば、権力者や金力者が 軍とか官とか富豪とかと云つて威張ることが出来るだらうか、苟くも指導者たるものは嚴父慈母の大乗愛を以て被指導者に臨まざるべからざることは、當然のことである。此のことは既述の通りであるから、此の程度に止めて置く。

第二には上級の文武官や公吏はもつと下級の文武官や指導員を指導して其の識見技術人格を向上せしめよと云ふことである。

今日迄軍官民の意思を動すれば、疎隔するものは上級の文武官公吏でなく、寧ろ民衆に接する下級指導者の爲す所に基因すると思ふのである。

凡そ總力戦となれば、軍隊も非常な大きなものとなり、各種國家機關も會社工場など私設機關も膨張するから人を要することが甚だ多い。其の半面に於ても上下共に幹部が平時嚴選し少なくとも開戦初期の如き優秀者揃ひを期待することは出来ない。殊に



下級幹部の資質の低下は免れ得ざるものがある。此の幹部の素質低下に反し國家の事務は愈々敏活に動き國民指導は益々適切を要するのであるから、指導者の教育には更に意を用ひ、其の資質の向上を計る必要がある。

第三に申したいことは、苟くも家族國家に於ける軍官民たる以上、何れも同胞愛を以て一體とならねばならぬ。之が爲めには、民は軍の爲めに、軍は民の爲めに、官は民の爲に民は官の爲めに、互に誠心を盡し合はねばなるまい。例へば物資の問題でも、民は極力辛抱して、軍の需用を豊にすることを考へ、軍は自から節して一物でも民需を多からしめてやることを考へ、民は聊かも官に求めず、官は民が假令求めなくとも一物でも多く民に與へる、斯様な美しい氣持が結合して、初めて軍官民一體と云ふ大堤防に蟻の穴があかなくなるのである。然るに若し苟めにもソ聯の如き配給を以て重點主義の徹底したものととして之れを我が配給制に及ぼすならば、全く軍官民は背中合せになつてしまふことを深く反省せねばならぬと思ふ。若し配給に關し、ソ聯の軍官

民と日本の軍官民とを同視するが如く指導者ありと假定せば、夫は全く軍官民の間を離間する敵の第五列と選ぶ所なく、其の人の思想は赤であると評せざるを得ない。若し赤でなければ全く我が國體も其の精華をも研究せざる人であらう。

第四には高額所得者の自肅である。殊に戦時下に於ては動すれば色々の運動に便乗して社會階級の打破を企てやうと策する徒のあることを推想し、金持ちは自から募穴を掘るようなことをしてはなるまい。金持ちは剛建質實なる生活を爲す所に民衆は自から締つて行くのである。

第五には時局産業人を戒めよと云ふ點である。時局産業の重要性は今更申す迄もないが、若し時局産業人が其の任務の重要性を鼻にかけ、其の収入の豊かに任せ或は生活物質の特配などを以て得たりとし成金氣分を出し、反時局的な行爲があらば、世人の爪弾きを受くるに至ることは必然であり、産業界を紊亂する因となるであらう。所謂成金氣分は何處迄も之を抑制せねばならぬ。



第六には、互に信頼心を失ふたと申したい。軍官民互に信頼すればデマなどは飛ばない。デマなどは信頼心なく反感があるから飛び出すのである。其の根本は指導者の指導は家族的ならず、國民に接する指導者中には國民を満足せしめるやうに指導が出來ない點にあるのであるが、そう、指導者は全部識見高邁技倆卓抜の人計りでもない。故に下級指導者は上級指導者に教へを受け後輩は先輩の意見に聞くなど指導者自から己を啓蒙するに吝であつてはならぬ。指導者は識見を向上すれば民は自から信頼心が出るに至るものである。

○

要するに軍官民の一體強化が爲るか爲らぬと云ふことは、今後に於ける思想戰勝敗の岐れ目であるが、夫れには指導者の出方如何にあることを銘心すべきである。明智光秀は古來逆臣として指彈せられる人だが「佛の嘘を方便と言ひ、武士の嘘をば武略と云ふ。是を以て見れば土民百姓は可愛きことなり」と言つたと云ふ史話があるが、

軍官民一體強化の爲め味ふべき史話である。民は御し易いのである。指導者の指導に依り如何様にも成る可愛い存在であることを忘れず、嚴父慈母の大愛を以て指導すべきであると云ふことを呉れ／＼も強調する。

尙、上下各級の指導者は伊國のファツシヨの崩壊した理由や、古來、義民、義士が厥起した史實を深く研究する必要もあらうと云ふことを附言する



## (十四) 指導者の基本的心構

以上縷々述べた。固より意ありて盡さざる所が尠なしとしないが、讀者各位は概略乍ら、思想戦の概念や敵思想侵攻の概貌や其の企圖竝に此の企圖を撃碎するには如何なる考へ方や、心構へを必要とするかと云ふ著想を把握して下さつたことと思ふ。筆者としては今本論の結論に當面して來たのであるが、此の結論は、思想戦指導者の基本的心構と云ふ點に在ると思ひ、最後に此の一論を掲ぐる次第である。

叙上の諸論を御覽下されば、思想戦指導者の使命も自から理解されるところと思ふが、重ねて、其の要點を取纏めて申述べると次の如くである。

〔指導原理の確認把握〕 昔から勇將の下に弱卒なしと云ふが、古來の戦史を見れば其の感を深くする。之れは又一面に於て指導者の人格や手腕技倆は如何に被指導者に

強き反響を與へるかと思ふ。俗諺ながら眞理である。陸軍の作戦要務令の綱領の第十に

指揮官ハ軍隊ノ中樞ニシエ又團結ノ核心ナリ故ニ常時熾烈ナル責任觀念及鞏固ナル意志ヲ以テ其ノ職責ヲ遂行スルト共ニ高邁ナル徳性ヲ備ヘ部下ト苦樂ヲ俱ニシ率先躬行軍隊ノ儀表トシテ其ノ尊信ヲ受ケ劍電彈雨ノ間ニ立チ勇猛沈着部下ヲシテ仰キテ富嶽ノ重キヲ感セシメザルベカラズ

爲サザルト遲疑スルトハ指揮官ノ最モ戒ムベキ所トス是此ノ兩者ノ軍隊ヲ危殆ニ陥ラシムルコト其ノ方法ヲ誤ルヨリモ更ニ甚ダシキモノアレバナリ

と示されて居るが、之は云はゞ指揮官原理とでも申すことであらう。そして此の指揮官原理は亦之れから一般各界層の指導者原理をも産み出すであらうと思ふ。何も外國の指導者原理などを金科玉條視する必要はなく、此れから指導者原理を求め得ると思ふ。そして此の原理を要約するならば、



- (1) 熾烈なる責任觀
- (2) 鞏固なる意志
- (3) 高邁なる徳性
- (4) 率先垂範(率先躬行)
- (5) 共樂同苦
- (6) 斷行の氣魄

の諸點に歸すると思ふ。

今日迄指導の結果、其の成果が十全でないと思ふ點があるならば、此の指導者原理が指導者に體現せられて居らぬからである。

指導者に熾烈なる責任觀念があるならば、法は活用せられねばならぬ。機械的に形式的に杓子定規に法を適用して民の苦を考へないと云ふ人などは、法を重んずると云ふ責任觀念にあらずして、法は民より重しとする考へ方から發したる責任回避の考へ

は多分にあると評せざるを得ない。

上司の命は謹んで徹底的に行ふと云ふことは役人の責任觀念の旺盛を示すものであるが、自己の名譽功名慾などから民の辛苦などを顧みず、民心の悪化などを眼中に置かず、唯數字上の成績を良からしめんとするが如き役人は責任を重んずるにあらずして責任回避と同じである。

今日迄の官民の意思に疎隔を生ずる原因の一つとして誤れる責任觀念、或は名利慾功名慾などを便乗させた偽責任觀念と、責任回避を擧げることが出來よう。

昔、神功皇后が三韓親征の師を出し給ふに際し、三軍に與へ給はつた令旨中に「若シ事成ラハ群臣共ニ功有ラム、事就ラズハ吾獨リ罪アラム」と仰せ給つて居る。日本の指導者は何人も皆之の令旨を以て心とせねばならぬ。功は己に取り、責は部下に負はせたりするような上司は日本に其の存在を許さぬものである。後世の我が名將も期せずして皆此の令旨の如く其の責任を明らかにして居るのである。



意志だけ鞏固で其の他の要素に缺けたる指導者の意志は變して頑迷なる横車押、融通の利かぬ頑固非常識となりて被指導者を困らすことがあることを深く戒むべきであらう。

高邁なる徳性と云ふことは古への賢哲聖人の如き徳性を要求せられたとは解されぬ。蓋し、孔孟や釋迦の如き或は其の高弟にして名ある人の如き、我國でも古來の屈指の賢聖の如きは指折る程しかないのである。幾萬の指導者皆賢聖の如くあれと云ふやうなことは云ふべくして行れない。故に茲に高邁なる徳性と云ふことは第一には地位相當に人を率ひるに足る識見と人格と云ふことに歸する。凡そ人は其の指導者の徳望に悦服し其の云ふ所必ず行はれるならば、夫れは最上であるが、被指導者と云ふのは其の指導者の私的言行よりも寧ろ其の人の公的生活に於ける言行の高邁にして識見の卓拔なるに服し、其の旺盛なる實行力に追隨して來るのである。故に指導者には高邁なる識見と旺盛なる正しき實行力は不可缺の要素で其の實行力は即ち斷行力から發

すると云へよう。

所が從來の指導者の選定を見ると其の私的生活のことなどに付て、其の徳不徳などのみ問題視し、其の指導上の識見の高低、實行力の盛否などは軽く見て居る。従つて選ばれた指導者の爲す所、言ふ所、平凡ならばまだしも、實に常識の沙汰とも思へないことが一再ならず吾等の目や耳に入る。斯様なことでは思想戰の指導者たるの資格はない。苟しくも被指導者をして戰時生活を嫌ふ厭がると云ふやうな指導は、敗戦主義指導と選ぶ所がないが、斯様な結果となるのも歸する所指導者の識見が低級なるの致す所、眼先が曇つて居るからである。

だが、そう高邁なる識見を持つた指導者は澤山居るものではない。また、指導に當つては常にそう高邁なる識見の連續發揮など出来るものではない。故に指導は常に行ひ易く守り易い必須の事項を選びて其の實踐を指導することである。畏くも明治十五年一月四日軍人に賜はりたる 勅諭の御末尾に於て「此五ヶ條は天地の公道人倫の常



經なり行ひ易く守り易し』と仰せ給つた。誠に有り難いことで、此の易行易守の天地の公道人倫の常經を踐む所に何事も徹底するのである。戦時下に於ける國民の行くべき天地の公道と人倫の常經とは何かと云ふ點を把握して、之を國民に實踐せしむれば宣しいのである。戦時下國民の行くべき天地の公道人倫の常經とは、即ち宣戰の大詔の奉戴の徹底で就中、億兆一心國家の總力を舉げて征戰の目的達成する爲、各人の職域奉公に一誠最善を盡すに在りと云ふことに歸すると思ふのである。筆者は、各級指導者に望む所は、多角形的な要望を國民に爲さずして、職域奉公に一誠最善の努力を拂ふと云ふ指導に徹底せむことを望んで止まない。否らざれば總ては中途半派御座なりの不徹底で然も民心をして多種多方面の要望に唯戰時的生活を嫌厭せしむるに終はるであらうと云ふことを強調する。

躬行率先とか率先垂範とかと云ふと指導者は公私百般の言行皆部下の範たれと云ふように要望せらるるが、併し不能なことである。聖徳太子の仰せの通皆共に凡夫であ

る。故に垂範は各々其の本分就中職分奉公に最善の努力を捧げると云ふ範を各級幹部は其の職域に應じて垂範すれば、之を以て人を率ひる大道を著しく脱逸するものではないと思ふのである。

共樂同苦と云ふことも唯單に形のみに捉はれてはならぬ、上は下を慈しみ惠むことは共樂同苦と等しい結果ともなるだらう。上になればなる程心勞を大にし、下になればなる程體勞を大にして共樂同苦の精神に副ふ途もある譯である。

〔眞理に聞け〕 指導者と云ふものは常に被指導者の機微を精察して適切なる手を打つて率ひて行かねばならぬ。人心の動向を察せず正視せずしては肯緊に中る指導は出來ないと云はねばならぬ。

人心の動向を知るの途は種々あらうと思ふが、所謂民の聲に聞くことが捷徑である。然るに若し戦時下に於ては言論の自由も著しく制限せられ又時局柄唯總ては遠慮勝になつて居ることを幸ひとし不要不適なことを指導者が被指導者に要求し、反對す



ると直に非國民呼ばはりをするに云ふようなことの往々あることは筆者の耳にする所であるが、斯かる指導は億兆一心を齎らす指導ではない。尤も被指導者中には全く非國民的な言動を爲すものもあらう。併し、夫れでも一應は言ふて聞かせて可然であり、頭から非國民呼ばはりで押へるやうな低級な指導は考へものだ。又何んでもかでも、理屈を云ふて居る時ではない。實行あるのみだと怒號するやうな指導も決して上乘でないことは既に述べた通りである。故に指導者の眼を光らせ、耳を聳立てねばならぬことは、如何にして眞理を民の聲に聞き、如何にして人心の機微を發見しやうかとの努力である。斯く努力して居ることが被指導者に通するならば、被指導者は必ず感激指導者に追隨するであらう。

畏くも昭憲皇太后の御歌に

あさしとてせけばあふるる川水の

こゝろや民のこゝろなるらん

と申すのがある。指導は此の御歌を銘肝して指導に當らねばならぬ。

指導者中には往々事大思想に捉はれ、只看板的な人の言に聞き、無名の人の眞理に耳目を籍さふとしないものがある。筆者は斯かる指導者に對しては「人に聞かず眞理に聞けと」教へたいのである。

民の發言を如何なる程度に許すかと云ふことに就ては、常に憲法に言論の自由を與へ給ひし 聖旨と 列聖が直諫を求め給はつた 大御心とを忖度し奉り戰時下に相應はしく正しき聲を聞くべきであらう。

〔指導者の反省〕 論語に曾子曰吾日三省吾身爲人謀不忠乎、與友交不信乎、傳不習乎と云ふ一句がある。所謂、三省の語の出づる所であるが、筆者は指導者に對し、常に自己反省を怠らないやう要望する。

古への賢相や名將は常に自己反省をやつた。新田義貞は小山田高家の軍法違反行爲を以て首將の責任として之を許し、稻葉一徹齋は、部下の非違の責を自から負ふて自



分で自分を罰した。之等は責任心の熾烈なる例ではあるが、此の責任心も自己反省と云ふことから生じて來るのである。無反省で獨善的な人は必ず、人の指導を誤り世を誤つてしまふであらう。深く省みる所がなければならぬ。今日被指導者の心情を内察すれば、指導者自から反省を要するものが必ずあるだらうと思ふのである。

思ふに自己反省と云ふことは指導者自己の人格を磨く計りのもではなく、絶へず思想戦局に適合した指導を爲す爲めにも極めて大切である。何か自分達の意に滿たぬことがあつたとて直に其の人を責むるに先ち、自己の非なきや、其の人に是なる所なきやを考へねばならぬと思ふ。

〔總ての指導は承詔必謹、詔勅歸一主義たれ〕以上指導者の基本的な心構へ、學問的に見れば指導者原理の一端とも見るべき點を申述べたが、更に此等原理の發する其の本源と云ふものは本論の初頭に於て申述べた承詔必謹、詔勅歸一の主義に則る指導で總ては承詔必謹、詔勅より發し詔勅に歸すると云ふ最高原理を銘心さへすれば決して

思想戦に負けることはない。此の事は本論の初めに於て概論したが、其の結論も亦茲に在る。承詔必謹、詔勅歸一の指導、これぞ思想戦必勝の指導であることを繰返へし強調して擧筆する。



昭和十九年一月十五日印刷  
昭和十九年一月二十日發行

(五〇〇部)

(出版會承認)  
370256號



東京都京橋區銀座三丁目一

版元 鳴弦社

電話京橋(56)八四五八番

思想決戰

◎定價一圓六十錢  
特別行爲稅相當額十錢  
合計一圓七十錢

著者 中井良太郎  
發行物 集芳

印刷者(東京三西九)佐藤磨

東京都小石川區柳町二六

配給元

日本出版配給株式會社  
東京都神田區淡路町二ノ九



史談の味覺

中井良太郎著

賣價 一圓七〇錢  
送料 一五錢

神洲正氣の歌

山中峯太郎著

賣價 一圓八〇錢  
送料 一五錢

黄金狂コロンブス

野村重臣構想  
三橋一夫著


賣價 一圓八〇錢  
送料 一五錢

ラウレル大統領と  
ファイリツピン

木村 毅著

賣價 一圓九二錢  
送料 一五錢







969  
104



鳴 弦 社

賣價稅込170